

令和7年第5回教育委員会会議

1 日 時

令和7年3月19日(水)

開会 15時00分

閉会 15時30分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

原敬教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、北島公之教育次長兼学校指導課長、筒井諒太郎事務局課長、山本一彦庶務課長、高倉英明教職員課長、岩木智子生涯学習課長、池田正明文化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第7号 石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について
(原案可決)

議案第8号 石川県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について
(原案可決)

議案第9号 石川県教育免許法令施行細則の改正について (原案可決)

議案第10号 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について (原案可決)

議案第11号 知事の権限に属する事務の一部の補助施行について (原案可決)

議案第12号 人事異動について (原案可決)

6 報告

報告第1号 石川県立あすなる中学校の開校式、入学式について

7 審議の概要

・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第12号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第7号 石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について（山本庶務課長説明）

1 ページをお開きください。

「議案第7号石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について」ご説明いたします。

「1 提案理由」でございますが、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためであります。

「2 改正規定」につきましては、記載の20つの規定でございます。改正概要と併せて説明いたします。

「3 改正概要」につきましては、2ページをお開きください。

改正概要でございますが、

「1 改正内容」について、まず「（1）組織改正に伴うもの」でございますが、

- ・一つ目は、本県教育のさらなる振興を図るため、石川の教育振興基本計画を改定するとともに、震災からの復旧・復興や教育DXなどの施策を推進する組織として、庶務課を教育政策課に改組するとともに、教育政策課内に教育振興推進室を設置するもの
- ・二つ目は、令和9年度の第51回全国高等学校総合文化祭の開催準備を本格化するため、学校指導課内に全国高等学校総合文化祭開催準備室を設置するものなどです。

改正等する規定は、

- ① 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ② グループ制に関する運営規程の一部改正
- ③ 教育DX・教員確保指導力向上推進室廃止に係る告示
- ④ 教育振興推進室設置に係る告示
- ⑤ 全国高等学校総合文化祭開催準備室設置に係る告示
- ⑥ 駐在地の指定
- ⑦ 石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正
- ⑧ 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ⑨ 石川県立学校処務規程の一部改正
- ⑩ 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- ⑪ 石川県教育委員会公印規程の一部改正
- ⑫ 石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正
- ⑬ 石川県教育委員会職員表彰規程の一部改正
- ⑭ 石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正
- ⑮ 石川県教育財産管理事務取扱規程の一部改正
- ⑯ 石川県立学校の体育施設開放に伴う教育財産管理規程の一部改正

となります。

次に、「（2）電子決裁をはじめとした行政の取組の効率化に関し規程の整備を行うもの」でございます。

- ・一つ目は、電子文書を各所属で一元的に管理できるよう、全庁共通の共通文書分類を廃止し、各課で作成する文書分類に統一するもの
- ・二つ目は、公印の押印は原則省略とし、法令の規定に基づき押印を要する文書、権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書、事実証明に関する文書

等に限って押印することとするものなどがあります。

改正する規定は、

⑩石川県教育委員会文書管理規程でございます。

次に、「(3) 磁気ディスク等の文言を電磁的記録媒体に修正するもの」でございます。

改正する規定は、

⑪教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正

⑫石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正

になります。

次に、「(4) 旅費制度の見直し」に伴うものであります。

これは、国家公務員に準じて旅費制度の見直しを行う条例改正等に伴い、知事と協議して定める事項その他旅費の取扱いについて、所要の改正を行うものであります。

改正する規定は、

⑬石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正

⑭石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正

になります。

「2 改正案」につきましては、別添資料の通りです。

「3 施行年月日」につきましては、

(1) 磁気ディスク等の文言を電磁的記録媒体に修正するものは、公布日としております。

(2) その他 につきましては、令和7年4月1日としておりまして、教育DX・教員確保指導力向上推進室の廃止の告示につきましては、令和7年3月31日となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑】

(新屋委員)

庶務課の名称を教育政策課というものに変えるということですが、その理由はありますか。

(山本庶務課長)

大きくは二つございまして、一つは今ご説明しましたように本課の業務の中身が、教育振興基本計画の改定や教育DX、それから令和6年の能登半島地震の復旧・復興に関する教育を行うということで、庶務課という名称を教育政策課に変えるということです。もう一つは、全国的に見ましても庶務課という名称を使っているところが石川県1県ということもあって、時代の流れということもあるかと思えます。

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)
異議なし。

議案第8号 石川県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について（高倉教職員課長説明）

資料をご覧ください。

「1 提案理由」であります、

令和3年6月に公布されました、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」におきまして、児童生徒等に対して性暴力等を行ったことにより、（懲戒免職処分や禁錮以上の刑に処せられ、）教育職員免許状が失効した者に対して、教員免許状を再授与するに当たっては、都道府県教育委員会が設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこととされ、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるもののほか、都道府県の教育委員会規則で定めることとされたためであります。

「2 再授与審査会の概要」ですが、次頁の文部科学省資料をご覧ください。

再授与審査の基本的な考え方としましては、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということを、再授与審査の基本的な趣旨としております。

次に、授与権者は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められるとしております。

続いて、教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶といった法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であるとしております。

加えて、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出する必要があるとしております。

この考え方のもと、都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員は、医療、心理、福祉、法律の専門家等の児童生徒性暴力等に関する学識経験者で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者により、原則として、出席委員の全会一致をもって議決を行うものとしております。98ページにお戻り下さい。

「3 規則の主な内容」ですが、100ページの規則と併せてご覧ください。

「（1）組織に関する事」につきましては、文部科学省令において、委員の任命、任期、構成等が規定されておりますので、教育委員会規則においては、第2条で委員の人数、第3条で委員の具体の構成について定めております。

「（2）運営に関する事」につきましては、文部科学省令において、会の代表、定足数、議決方法が規定されておりますので、教育委員会規則においては、第4条で会の招集、利害関係者の取扱い、会議の非公開について定めております。

「5 施行年月日」につきましては、令和7年4月1日としております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【質疑】

（新屋委員）

これまでに免許状の再授与を申請されるようなケースってというのは全国的にあったんですか。

(高倉教職員課長)

懲戒免職処分を受けた場合、欠格期間3年間は与えられませんが、それ以上は申請により与えることができているので、実際そういうケースはあります。

(新屋委員)

そういうケースがあるからこういうことになっているんだと思うのですが、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあるってことですが、どうもなんかこういうようなことが最初から駄目なような気がするんですけど、どういう場合にこの審査会で認めることになるのか、ケースが思い浮かばないんですけどもどうでしょう。ちょっと難しいかもしれませんが、どういう場合だったら再授与できるんでしょうか。こういうことをすることの意味がないとは言いませんけども、なかなか難しいんじゃないかなと。

(高倉教職員課長)

今委員がおっしゃったように、我々としても非常に厳しいことであると思っています。とにかくここに書いてあるとおり、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、さらに学校に戻った後再びそのような行為を行わないという高度の蓋然性、この高度の蓋然性というのが、結局戻ったらやってしまうっていう可能性をどう証明すればいいかっていうのがちょっと難しい部分があると思います。今後、全国のいろんなケース、動向も見えていきながら対応していきたいと思っています。

(新家委員)

施行年月日が令和7年4月1日になっているので、このまま通ったとすれば、4月1日にこれが施行されて、それ以降のこの教育委員会会議で委員さんの名前が出てくるっていうふうに理解をしているんですが、それでよろしいですか。

(高倉教職員課長)

この審査会につきましては、そういう事例が出てきた時に、適宜対応していきたいと思っています。

(新家委員)

それでは、常設のメンバーではなく、申請があった時に適切な人選をして開催するっていう理解でよろしいですか。

(高倉教職員課長)

はい。一応こちらの方で案は持っていますが、実際起こったときに、そちらの方で立ち上げて行っていくという形かと思います。

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

議案第9号 石川県教育免許法令施行細則の改正について（高倉教職員課長説明）

資料をご覧ください。

「1 提案理由」であります。令和4年6月に刑法等の一部が改正され、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたことに伴い、関係規則を改正する必要があるためであります。

「2 改正内容」ですが、免許状授与申請者が提出する様式第3号中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

「4 施行年月日」ですが、改正刑法等の施行年月日に併せ、令和7年6月1日としております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【質疑】

なし。

（北野教育長）
採決を行う。

（各委員）
異議なし。

議案第10号 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について（岩木生涯学習課長説明）

104 ページをお開きください。

議案第10号「石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

この規則は石川県立学校に学校運営協議会制度を設置するにあたり、関係規則を整備する必要があるため新たに制定するものであります。

105 ページの「別紙」をお開きください。概要についてご説明いたします。

各学校の学校評議員制度に替えて、学校運営協議会制度を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。コミュニティ・スクールの導入で、地域コミュニティとより一層連携協働し、地域に根ざした学校づくりを進めていきます。

規則制定の背景として、学校運営協議会は、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により制度化されて以降、学校が抱える複雑化・困難化する課題の解決のために導入が推進されてきました。その後も学校と地域の連携・協働の重要性が増加し、平成29年3月に法が改正され、学校運営協議会のさらなる活動の充実と設置の促進を図るため、設置の努力義務が課されました。

本県におきましては、令和6年度の調査では約6割の公立小中学校に設置されております。今後、さらなる地域と学校の連携協働体制構築に向け、令和7年度からは県立学校においてもモデル校を設置し、学校運営協議会制度を取り入れたコミュニティ・スクールを導入することとしました。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

106 ページからは「石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案」となります。

規則の概要についてご説明します。この規則は、石川県立学校における学校運営協議会の設置、権限、委員の任命、職務等について定めるものです。

114 ページをお開きください。（規則の制定にともない）石川県立学校管理規則の一部を改正する必要があるがございますので、同規則附則に「石川県立学校管理規則」の一部改正を盛り込んでおります。

なお、115 ページからは参考として「石川県立学校管理規則」の新旧対照表を付けてございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【質疑】

（眞鍋委員）

小中学校はもう既に約6割が設置というお話でしたけれども、現在石川県立学校ではどのような状況なのでしょう。

（岩木生涯学習課長）

石川県立学校で今コミュニティ・スクールが導入されている学校はございません。

（眞鍋委員）

はい、わかりました。ちょっと追加の意見なんですけれども、昨日加賀市の

校長会の校長先生からお話を伺った際に、3年前に加賀市は全域でこのコミュニティ・スクールを導入されて、非常に地域との連携が進んでいいことばかりだというふうにおっしゃっていました。それで、地域コーディネーターのような方を配置して、地域と学校を繋ぐことをやってらっしゃるようなんですけれども、例えばこの県立学校のコミュニティ・スクール化によって、そういった地域コーディネーターを置く予算がつくとか、そういうことがあるのかお聞きしたい。

(岩木生涯学習課長)

各学校にCSコーディネーターと言われる方を置いて、事業の推進にあたっていただきたいと考えております。

(眞鍋委員)

それは学校の予算でやってくださいということですか。

(岩木生涯学習課長)

今回採決がありましたら、国庫と県の予算で行う形になります。

(眞鍋委員)

わかりました。まずはモデル学校からってことだと思うんですけど、高校になりますとなかなか地域の子がみんなその高校に通っているわけではないということで、連携も難しくなるかもしれませんが、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

(新家委員)

モデル校で執行していくっていう話でしたので、もし差し支えなければモデル校を教えてください。

(岩木生涯学習課長)

まだ決定しているわけではございませんので、今年度、これから最終決定をすることになるということでございます。この会議を受けてということですよ。

(新家委員)

まだ言えないということですね。わかりました。

(高野委員)

コミュニティ・スクールの権限、三本柱でありますよね。一般的に①②の運営に関して説明する、それから意見を述べる。3番目に人事に関して内申するみたいなのがよくコミュニティ・スクールで出ているんですけど、この場合は評価を行うとなっておりますよね。これに関して、従来のそのコミュニティ・スクールの3番をこのような形に変えた理由って何かあるんですか。

(岩木生涯学習課長)

教職員の任用についての意見というものに関しましては、第5条1項の方で意見を述べる時は、あらかじめ対象学校の意見を聞いた上で当該校長を経由して行うものとするというような形で意見をお聞きするような形にはなっております。

ただ、それに関して第2項の方で、特定の個人に係るものを除くという形で限定させてご意見をいただく形になっております。

(高野委員)

つまり、校長先生を通して人事に関する内申を行うというふうに理解していいですか。

(岩木生涯学習課長)

はい。

(高野委員)

わかりました。

(北野教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

議案第11号 知事の権限に属する事務の一部の補助施行について（岩木生涯学習課長説明）

資料の116ページをお開きください。

議案第11号「知事の権限に属する事務の一部の補助施行について」ご説明申し上げます。

提案の理由ですが、石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部改正に伴い、地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行協議を行うためでございます。

令和7年第1回石川県議会定例会において提案し、可決されました「石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部を改正する条例」におきまして、別表食事料の項中「実費を考慮して知事が別に定める額」の決定に係る事務を教育次長及び当該教育次長が指定する職員に補助執行させるため、知事あてに、別紙のとおり、協議を求めるものであります。

補助執行の開始年月日は、令和7年4月1日としております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

【質疑】

なし。

（北野教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし。

報告第1号 石川県立あすなろ中学校の開校式、入学式について（北島次長兼学校指導課長説明）

それでは、報告事項の1、「石川県立あすなろ中学校の開校式、入学式」につきまして、ご説明いたします。

いよいよ、北陸初の県立夜間中学、石川県立あすなろ中学校が開校式、入学式を迎えます。

日時は、令和7年4月7日（月）、18：15から開校式、入学式を行います。

会場は、石川県立金沢中央高等学校 2階 第一体育館です。

出席予定者は、3に記載のとおりです。

入学予定者は、16名を予定しており、学年ごとの生徒数は記載のとおりです。

委員の皆様には、すでに開校式のご案内をさせていただいているところですが、ご臨席いただければ幸いです。

5 その他として、開校式前に、校名除幕式を予定しております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

なし。

（北野教育長）

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第12号 人事異動について

山本庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・閉会宣言
北野教育長が閉会を告げる。